9　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、清算株式会社は、変更前の協定債権者及びその有する協定債権の額を基準として本協定条項を適用することができる。ただし、清算株式会社が債権譲渡その他の債権移転について対抗要件を具備した通知を受けた場合には、法令に従い取り扱う。

以上

岡山地方裁判所倉敷支部

令和７年（ヒ）第２０号

北九州市若松区南二島二丁目８番８号
清算株式会社　二島チップ興業株式会社
代表清算人　清水良孝

1　決定年月日　令和８年６月３日

2　主文　次の協定を認可する。

協　定

1　清算株式会社は、下記記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。

2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の残額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に対して弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定による行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

記

協定債権者

〒８０８－０１０９
北九州市若松区南二島二丁目８番８号
清水産業株式会社
上記代表者代表取締役　　河野秀彦

以上

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始